

「天下茶屋駅周辺まちづくり会議」開催要綱

(目的)

第1条 西成区長は、第三期西成特区構想に掲げる天下茶屋駅周辺のまちづくりについて、駅周辺が西成区の新たなまちづくりの拠点として、若者や子育て世帯の新たな流入層の受け皿となるよう、まちづくりの検討段階から、専門的な知見を有する有識者や地域の実情を把握する地域住民等の意見を聞くことを目的として、「天下茶屋駅周辺まちづくり会議」(以下「本会議」という。)を開催する。

(聴取事項)

第2条 本会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 天下茶屋駅周辺のまちづくりに向けた取組・検討の方向性に関すること
- (2) 天下茶屋駅周辺の地域特性や地域の実情に関すること
- (3) その他、上記に関連した必要な事項

(本会議のメンバー)

第3条 本会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する学識経験者並びに地域住民及び地域において活動する団体の役職員者のうちから、西成区長が委嘱する。

2 本会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(座長)

第4条 本会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、本会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第5条 本会議は、令和10年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 本会議の庶務は、西成区役所総合企画課において行う。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会議に関し必要な事項は、西成区長が定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 1 月 29 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。